

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1003 号（諮問第 1664 号）

件名：各所属で押印した数の分かる文書の不開示（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和 3 年 5 月 25 日

2 原処分

令和 3 年 6 月 10 日（不開示（不存在）決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 9 月 7 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 10 月 25 日

5 答申

令和 4 年 5 月 31 日

6 審査会の結論

処分庁が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、処分庁が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、愛知県公安委員会之印（以下「公安委員会之印」という。）を、誤記等により文書を再作成し、再押印した場合も含めて実際に押印した件数（過去 3 年分）が分かる文書と解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、公安委員会之印は、各所属で決裁を受けて押印されるものであるが、押印した数については集計されていないとのことである。また、押印したことを記録すること及びその記録を記載する様式についての定めや、誤記等により再作成した場合の再押印の際に当該再押印の旨を記録するといった規定はなく、決裁文書では再押印した件数は分からないため、再押

印の場合も含めた実際に押印した数の分かる文書は作成又は取得しておらず、当該文書の有無について公安委員会之印が備え付けられている全所属において調査したが、存在しなかったとのことである。

当審査会において愛知県公安委員会公印規程の運用に関する規程（昭和54年8月1日付け、愛知県警察本部訓令第9号）の内容を確認したところ、処分庁の主張するとおり、押印した数や誤記等による再押印の場合の記録の作成については定められていないことが認められた。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県公安委員会之印は、53 個ある。そこで③各所属での押印した数（過去3 年分）がわかる文書の開示を求めます。